

【令和5年4月1日現在】 島根県（市町村含む）不妊治療に係る治療費等の助成事業一覧

島根県（松江市除く）

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
健康推進課 0852-22-6491	1 保険診療と先進医療の併用 ○1回の治療周期における先進医療費用助成 ・上限5万円（自己負担額の7割）／回	・保険適用される生殖補助医療と先進医療を併用して受けた方 ・夫婦の一方が県内（松江市除く）に住所を有する方
	2 不育症 ○先進医療として実施される不育症検査費用助成 ・上限6万円（自己負担額の7割）／回	・2回以上の流産、死産の既往がある方 ・県内（松江市除く）に住所を有する方 ・不育症検査費用助成検査受検証明書の内容について、県が厚生労働省へ提供することに同意する方

島根県（松江市含む）

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
健康推進課 0852-22-6491	3 その他、不妊治療に関する助成 ○男性不育検査費用助成 ・男性不育検査にかかる自己負担額の7割 ・上限2万8千円（自己負担額の7割） ・1組の夫婦につき助成回数1回	・医療保険適用外の男性不育検査を受けた方 ・法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦であり、夫婦の一方が県内に住所を有する方

松江市

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
子育て給付課 0852-55-5326	1 保険診療のみ ○一般不育治療費用助成 ・一般不育治療を開始した月から起算して2年間 ・【1年目】上限9万円（ただし、人工授精を除く検査、タイミング療法、排卵誘発法等のみの場合4万5千円）、【2年目】4万5千円	・法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦であり、夫婦の一方が松江市に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は扶養者である方
	2 保険診療と先進医療の併用 ○1回の治療周期における先進医療費用助成 ・上限5万円／回 ・回数制限なし	・法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦であり、夫婦の一方が松江市に住所を有する方 ・生殖補助医療（体外受精、顕微授精）以外の治療法では妊娠が望めないと医師の診断があった方
	3 生殖補助医療 保険診療外（自費診療） ・上限30万円／回（一部上限10万円） ・対象年齢（回数） ※治療開始時の妻の年齢が 40歳未満（通算6回） 40歳以上（通算3回）	・法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦であり、夫婦の一方が松江市に住所を有する方 ・生殖補助医療（体外受精、顕微授精）以外の治療法では妊娠が望めないと医師の診断があった方 ・令和4年4月1日以降に治療を開始した方
	4 不育症 ○先進医療として実施される不育症検査費用助成 ・上限6万円（自己負担額の7割）／回	・2回以上の流産、死産の既往がある方 ・申請時点において松江市に住所を有する方

浜田市

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
子ども・子育て支援課 (子育て世代包括支援センター) 0855-22-1253	1 保険診療のみ ○一般不妊治療費用助成 上限15万円／年（最初の受診日から3年間） ○生殖補助医療費用助成 ・上限12万5千円／回 ・対象年齢（回数） ※1子につき治療開始時の妻の年齢が 40歳未満（通算6回） 40歳～43歳未満（通算3回）	・婚姻の届出をしている夫婦または事実婚関係にある方で、浜田市に住所を有する方（いずれか一方でも可） ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
	2 保険診療と先進医療の併用 ○生殖補助医療費用助成 ・上限12万5千円／回 ・先進医療は県の助成額を除く ・対象年齢（回数） ※1子につき治療開始時の妻の年齢が 40歳未満（通算6回） 40歳～43歳未満（通算3回）	・婚姻の届出をしている夫婦または事実婚関係にある方で、浜田市に住所を有する方（いずれか一方でも可） ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
	3 混合診療 ○生殖補助医療費用助成 ・上限36万円／回 ・対象年齢（回数） ※1子につき 40歳未満（通算6回） 40歳～43歳未満（通算3回）	・婚姻の届出をしている夫婦または事実婚関係にある方で、浜田市に住所を有する方（いずれか一方でも可） ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
	4 不育症 ○不育症治療費用助成 ・上限5万円／1回の妊娠	・婚姻の届出をしている夫婦または事実婚関係にある方で、浜田市に住所を有する方（いずれか一方でも可） ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方 ・医療機関において不育症と診断を受け、治療を受けている方

出雲市

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
健康増進課 0853-21-6981	1 保険診療のみ ○一般不妊治療・生殖補助医療費用助成 ・上限15万円／年	・夫婦のうちどちらかが出雲市に住所を有する方 ・法律上または事実上の婚姻関係にある夫婦 ・夫および妻が医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、または被扶養者である方
	2 不育症 ○不育症治療費用助成 ・上限10万円／年度	・法律上の婚姻関係にある夫婦であって、不育症治療を受けた方が出雲市に住所を有する方 ・夫及び妻が医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、又は被扶養者である方 ・不育症の診断を受け、その医療機関で治療を受けている方 ・流産（習慣流産を含む）または死産の既往がある方

益田市

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
子ども家庭支援課 0856-31-1381	1 保険診療のみ ○一般不妊治療・生殖補助医療費用助成 ・上限 8 万円／年度（3月から翌年2月診療分までの1年間）	・産婦人科または泌尿器科を標榜する医療機関で治療を受けている方 ・夫婦のいずれか一方又は両方が益田市内に住所がある方 ・夫婦の両方が「社会保険法各法」による医療保険の被保険者、組合員または被扶養者である方
	2 不育症 ○不育症治療費用助成 ・上限 5 万円／治療期間	・医療機関において不育症治療を受けている方 ・夫婦のいずれか一方又は両方が益田市内に住所を有する方 ・夫婦の両方が「社会保険法各法」による医療保険の被保険者、組合員または被扶養者である方

大田市

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
子ども家庭支援課 0854-83-8152	1 保険診療のみ ○一般不妊治療・生殖補助医療費用助成 ・上限30万円／年 ・対象年齢（回数） ※1子につき治療開始時の妻の年齢が 40歳未満（通算6回） 40歳～43歳未満（通算3回）	・不妊・不育症治療が必要との診断を受け、医療機関で治療を受けている方 ・市内に住所を有する夫婦（法律上の婚姻関係にある方。いずれか一方が市内に住所を有する場合を含む。） ・夫及び妻が医療保険の被保険者、組合員又は被扶養者である方
	2 不育症 ○治療費助成 上限 5 万円／治療期間	・不妊・不育症治療が必要との診断を受け、医療機関で治療を受けている方 ・市内に住所を有する夫婦（法律上の婚姻関係にある方。いずれか一方が市内に住所を有する場合を含む。） ・夫及び妻が医療保険の被保険者、組合員又は被扶養者である方

安来市

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
子ども未来課 0854-23-3209	1 保険診療のみ ○一般不妊治療費用助成 上限 8 万円／年間 ○生殖補助医療費用助成 上限 5 万円／回	・法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦であり、夫婦の一方が安来市内に住所がある方 ・夫婦ともに医療保険の加入者である方 ・医療機関において、一般不妊治療又は生殖補助治療を受けた方 ・治療開始日時点における妻の年齢が43歳未満である方
	2 不育症（保険診療のみ） ○不育症治療費用助成 ・上限 5 万円／1回の妊娠	・法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦であり、夫婦の一方が安来市内に住所がある方 ・夫婦ともに医療保険の加入者である方 ・医療機関において、不育症治療を受けた方 ・治療開始日時点における妻の年齢が43歳未満である方

江津市

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
子育て支援課 0855-52-7487	1 保険診療のみ	
	<ul style="list-style-type: none"> ○一般不妊治療費用助成 <ul style="list-style-type: none"> ・上限5万円／年（最初の受診日から3年間） ○生殖補助医療費用助成 <ul style="list-style-type: none"> ・上限 5 万円／年度 ・対象年齢（回数） <ul style="list-style-type: none"> ※1子につき妻の年齢が 40歳未満（通算6回） 40歳～43歳未満（通算3回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の夫婦または事実婚関係にある夫婦で、江津市内に住所のある方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、または被扶養者である方 ○生殖補助医療費用助成 <ul style="list-style-type: none"> ・治療期間初日の妻の年齢が43歳未満の方
	2 保険診療と先進医療の併用	
	<ul style="list-style-type: none"> ○生殖補助医療費用助成 <ul style="list-style-type: none"> ・上限5万円／年度 ・対象年齢（回数） <ul style="list-style-type: none"> ※1子につき妻の年齢が 40歳未満（通算6回） 40歳～43歳未満（通算3回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・治療期間初日の妻の年齢が43歳未満で、法律上の夫婦または事実婚関係にある夫婦で、江津市内に住所のある方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、または被扶養者である方
	3 混合診療	
	<ul style="list-style-type: none"> ○生殖補助医療費用助成 <ul style="list-style-type: none"> ・上限15万円／年度 ・対象年齢（回数） <ul style="list-style-type: none"> ※1子につき妻の年齢が 40歳未満（通算6回） 40歳～43歳未満（通算3回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・治療期間初日の妻の年齢が43歳未満で、法律上の夫婦または事実婚関係にある夫婦で、江津市内に住所のある方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、または被扶養者である方
4 不育症		
	<ul style="list-style-type: none"> ○不育症治療費用助成 <ul style="list-style-type: none"> ・上限 5 万円／1年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の夫婦で、江津市内に住所のある方 ・夫および妻が医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員または被扶養者である方 ・医師に不育症と診断され、治療を受けている方

雲南市

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
健康推進課 0854-40-1045	1 保険診療のみ ○一般不妊治療費用助成 ・上限15万円／年間（最初の受診日から3年間） ・妊娠ごとにリセット ○生殖補助医療費用助成 ・上限15万円／回（保険診療に要した費用の2分の1） ・対象年齢（回数） ※1子につき妻の年齢が 40歳未満（通算6回） 40歳～43歳未満（通算3回）	・法律上の婚姻関係又は事実婚関係にある者であって、夫婦もしくは夫婦のいずれかが市内に住所を有している方 ・夫または妻が医療保険各法による医療保険の被保険者、組合員または被扶養者である方
	2 保険診療と先進医療の併用 ○生殖補助医療費用助成 ・上限15万円／回（保険診療と先進医療の併用の治療に要した費用の2分の1） ・対象年齢（回数） ※1子につき妻の年齢が 40歳未満（通算6回） 40歳～43歳未満（通算3回）	・法律上の婚姻関係又は事実婚関係にある者で、夫婦もしくは夫婦のいずれかが市内に住所を有している方 ・夫または妻が医療保険各法による医療保険の被保険者、組合員または被扶養者である方
	3 混合診療 ○生殖補助医療費用助成 ・上限30万円／回（保険外診療の治療に要した費用の2分の1） ・対象年齢（回数） ※1子につき妻の年齢が 40歳未満（通算6回） 40歳～43歳未満（通算3回）	・法律上の婚姻関係又は事実婚関係にある者で、夫婦もしくは夫婦のいずれかが市内に住所を有している方 ・夫または妻が医療保険各法による医療保険の被保険者、組合員または被扶養者である方
	4 不育症 ○不育症治療費用助成 ・上限10万円／1年度（不育症治療に要した費用の2分の1）	・法律上の婚姻関係又は事実婚関係にある者で、夫婦もしくは夫婦のいずれかが市内に住所を有している方 ・夫または妻が医療保険各法による医療保険の被保険者、組合員または被扶養者である方 ・一般社団法人日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関または同等の能力を有する医療機関で不育症の診断を受け、その医療機関で治療を受けている方 ・流産または死産の既往がある方（流産、死産の回数は問いません。ただし人工妊娠中絶は含みません）

奥出雲町

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
健康福祉課 健康づくり推進グループ 0854-54-2781	1 保険診療のみ ○不妊治療費用助成 上限9万円／年（最初の受診日から3年間/1子あたり）	・戸籍上の又は事実上婚姻関係にある者で夫婦またはそのどちらかの住民登録が奥出雲町にある方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、または被扶養者である方 ・他の市町村から助成対象の治療費に対する同種の助成金の給付を受けていない方

飯南町

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
	1 保険診療のみ	
	○不妊治療費用助成 ・上限30万円／年（最初の受診日から3年間）	・戸籍上の婚姻関係又は事実婚関係にある夫婦またはそのどちらかの住民登録が飯南町にある方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、または被扶養者である方 ・産婦人科医または泌尿器科を標榜する医療機関で治療等を受けている方
	2 保険診療と先進医療の併用	
	○不妊治療費用助成 ・上限30万円／年（最初の受診日から3年間）	・戸籍上の婚姻関係又は事実婚関係にある夫婦またはそのどちらかの住民登録が飯南町にある方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、または被扶養者である方 ・産婦人科医または泌尿器科を標榜する医療機関で治療等を受けている方
	3 混合診療	
	○不妊治療費用助成 ・上限30万円／年（最初の受診日から3年間）	・戸籍上の婚姻関係又は事実婚関係にある夫婦またはそのどちらかの住民登録が飯南町にある方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、または被扶養者である方 ・産婦人科医または泌尿器科を標榜する医療機関で治療等を受けている方
	4 その他	
	○交通費助成 ・通院に要する経費 3千円／回 上限10万円／年（最初の受診日から3年間）	・戸籍上の婚姻関係又は事実婚関係にある夫婦またはそのどちらかの住民登録が飯南町にある方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、または被扶養者である方 ・産婦人科医または泌尿器科を標榜する医療機関で治療等を受けている方

川本町

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
	1 保険診療のみ	
	○一般不妊治療費用助成 上限30万円／年（最初の受診日から3年間） ○生殖補助医療費用助成 上限30万円／回	○一般不妊治療費用助成 ・法律上の婚姻関係にある夫婦または事実婚関係にある夫婦のいずれも町内に住所を有する方 ○生殖補助医療費用助成 ・法律上の婚姻関係にある夫婦または事実婚関係にある夫婦である方 ・夫婦の両者又はいざいざか一方が、町内に住所を有する方 ・夫及び妻が社会保険各法の被保険者、組合員又は被扶養者である方
	2 混合診療	
	○一般不妊治療費用助成 上限30万円／年（最初の受診日から3年間）	・法律上の婚姻関係にある夫婦または事実婚関係にある夫婦のいずれも町内に住所を有する方
	3 不育症	
	○不育症治療費用助成 上限30万円（不育症治療開始から、出産に伴い、治療が終了するまでの期間）	・法律上の婚姻関係にある夫婦または事実婚関係にある夫婦のいずれも町内に住所を有する方
	4 その他	
	○男性不妊検査費用助成 保険適用外の検査費用の内、3/10を乗じた額 (上限額、回数は島根県男性不妊検査費助成事業に準ずる)	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦が町内に住所を有する方 ・島根県の男性不妊検査費助成を受けた方

美郷町

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
健康福祉課 0855-75-1932	1 保険診療のみ ○一般不妊治療費用助成 上限30万円／3年（最初の受診日から3年間）	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は扶養者である方
	2 保険診療と先進医療の併用 ○1回の治療周期における先進医療費用助成 ・上限 5 万円（自己負担額の 7 割）／回 ※県の助成額を差し引いた額	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・保険適用される生殖補助医療と先進医療を併用して受けた方 ・県の不妊治療＜先進医療＞費用助成事業の助成を受けた方

邑南町

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
保健課 0855-83-1123	1 保険診療のみ ○一般不妊治療費用助成 上限15万円／年（初めて受診した日から起算して3年間） ○生殖補助医療費用助成 保険診療の自己負担額（3割）のうち、高額療養適用部分を除いた額	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦のどちらかが、邑南町内に住所がある方（事実婚も含む） ・医療保険法各法の規定に基づく被保険者、または扶養者である方 ○生殖補助医療 ・保険適用の対象となる生殖補助医療を受けた方
	2 保険診療と先進医療の併用 ○生殖補助医療費用助成 保険診療の自己負担分（3割）+先進医療費（県助成除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦のどちらかが、邑南町内に住所がある方（事実婚も含む） ・医療保険法各法の規定に基づく被保険者、または扶養者である方 ・保険適用の対象となる生殖補助医療を受けた方。又は、保険適用となる生殖補助医療と併せて先進医療を実施し、島根県不妊治療〈先進医療〉費助成事業により島根県知事から助成の決定を受けた方

津和野町

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
健康福祉課 0856-72-0657	1 保険診療のみ ○一般不妊治療費用助成 上限10万円／年（初めて受診した日から起算して3年間）	<ul style="list-style-type: none"> ・法律上の婚姻関係にある夫婦であって、夫婦のいずれか一方又は両者が津和野町内に住所を有する方 ・夫又は妻が「社会保険各法」による医療保険の被保険者、組合員又は被扶養者である方 ・一般不妊治療等が必要と医師に認定された方

吉賀町

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
保険福祉課 0856-77-1165	1 保険診療のみ ○不妊治療費用助成 上限9万円／年（初めて受診した日から起算して3年間）	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍上の婚姻関係にあり、夫婦またはそのどちらかが吉賀町に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、又は被扶養者である方
	2 不育症 ○不育症治療費用助成 上限30万円／1治療期間	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する方 ・医療保険各法の被保険者、組合員又は被扶養者である方 ・不育症と診断され、その治療が必要と認定された方

海士町

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
健康福祉課 08514-2-1823	1 保険診療のみ ○一般不妊治療費用助成 上限10万円／年 ○生殖補助医療費用助成 上限10万円／年	・戸籍上婚姻関係にあり、夫婦の一方が町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方
	2 その他 ○交通費・宿泊費助成 上限30万円／年 【交通費】 隠岐島外2,600円／回、島後1,300円／回 【宿泊費】 4,000円	・夫婦が町内に住所を有する方で引き続き定住の意思がある方 ・通院治療に対し、医師の証明が必要
西ノ島町	1 保険診療のみ ○一般不妊治療費用助成 上限15万円／年（初めて受診した月から起算して12ヶ月） ○生殖補助医療 上限15万円／年（初めて受診した月から起算して12ヶ月）	・法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦であり、夫婦がともに町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、または被扶養者である方 ・治療開始日時点における妻の年齢が43歳未満である方
	2 保険診療と先進医療の併用 ○生殖補助医療と先進医療の併用の治療 上限15万円／年（初めて受診した月から起算して12ヶ月）	・法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦であり、夫婦がともに町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、または被扶養者である方 ・治療開始日時点における妻の年齢が43歳未満である方
健康福祉課 08514-6-0104	3 混合診療 ○保険適用外診療 上限15万円／年（初めて受診した月から起算して12ヶ月）	・法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦であり、夫婦がともに町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、または被扶養者である方 ・治療開始日時点における妻の年齢が43歳未満である方
	4 不育症 ○不育症治療 上限15万円／1度の妊娠	・法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦であり、夫婦がともに町内に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、または被扶養者である方 ・治療開始日時点における妻の年齢が43歳未満である方
知夫村	5 その他 ○交通費・宿泊費助成 (※1受診につきそれぞれ1回分助成) 【交通費】 実費の半額／回 【宿泊費】 2,500円／回	・町内に住所を有する方 ・町の不妊治療事業の対象となる受診

知夫村

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
村民福祉課 08514-8-2211	1 保険診療のみ ○一般不妊治療費用助成 上限3万円／年（初めて受診した日から起算して1年間）	・戸籍上の婚姻関係にある夫婦であり、知夫村に住所を有する方 ・夫又は妻が社会保険各法の規定に基づく被保険者、組合員又は被扶養者である方
	2 その他 ○交通費助成 6,000円／回 助成回数：年度内10回まで	・夫婦が町内に住所を有する方で引き続き定住の意思がある方 ・通院治療に対し、医師の証明が必要

隱岐の島町

お問い合わせ先	助成内容	対象要件
村民福祉課 08514-8-2211	1 保険診療のみ <input type="radio"/> 一般不妊治療費用助成 上限9万円／年度（初めて受診した日から起算して3年間） <input type="radio"/> 生殖補助医療費用助成 上限15万円／年度	・戸籍上の婚姻関係又は事実婚関係にある夫婦であり、夫婦またはそのどちらかが隱岐の島町に住所を有する方 ・医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員、または被扶養者である方